平成２２年（フ）第１８３４９号
東京都目黒区南２丁目12―６―202
債務者　今田　義男
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３５９号
東京都葛飾区柴又５丁目43―10
債務者　横山　陽子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３６６号
東京都杉並区高円寺北３丁目38―４―103
債務者　堀川　忠雄
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３７９号
東京都大田区南六郷２丁目３―13　武井荘２H号
債務者　玉井　敬逸
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３９１号
東京都江戸川区南葛西４丁目17―15　第７アーバンモリ103
債務者　伊藤　友美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０２号
東京都立川市幸町１丁目30番地の28園部マンション302号
債務者　石川　幸子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５６５号
静岡市駿河区青木315―１　レオパレスディヤーナ105号、住民票上の住所静岡県藤枝市天王町２丁目７番９号
債務者　大竹　幸平
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７０号
静岡市清水区能島305番地の21
債務者　伊藤ジョセフィーヌこと　フランシスコ　ジョシィピィン
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８０号
静岡市葵区南沼上３丁目12番６―103号、旧住所静岡県藤枝市高柳１丁目19番40号
債務者　松本　清孝
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３８号
静岡市葵区瀬名６―43―７　レオパレスセナファミリーⅠ104号室、住民票上の住所静岡県掛川市本郷111番地の28
債務者　澤村　知宏
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５４号
静岡県焼津市小土297番地の１　グランディール102
債務者　知久　奈月
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８９号
静岡市清水区駒越中２丁目１番28号　マンション磯田102号
債務者　林　　友紀
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４７号
静岡県藤枝市小石川町４丁目３番45号　ジュネス小石川Ｃ棟101号
債務者　山本　雄介
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８２４６号
東京都江戸川区平井６丁目39―１―101
債務者　片山みのり
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２４７号
東京都八王子市高月町1208
債務者　加藤　正子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部